

業務管理体制確認検査(一般検査)に関するQ&A

○ 業務管理体制確認検査(一般検査)を行う目的は？

児童福祉法にて、障がい福祉サービス事業者等には法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

確認検査(一般検査)は、障がい福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備について、自己点検を行っていただき、事業者等の業務管理体制の整備の状況確認と、既に届出している内容と違いがないかどうかを確認することを目的としています。

○ 一般検査の対象となる障がい福祉サービス事業者等は？

全ての事業所、施設が福岡市内に所在する事業者になります。

区分(A、B、C)ごとにご提出ください。

A:児童福祉法21条の5の26に該当する事業者

指定障がい児通所支援事業者

B:児童福祉法第24条の19の2に該当する事業者

指定障がい児入所施設設置者

C:児童福祉法第24条の38に該当する事業者

指定障がい児相談支援事業者

事業所が福岡市以外の市や、他の都道府県にもある場合は、以下のとおり届出先が異なりますので福岡市における一般検査の対象外となります。(確認検査調書を福岡市に提出する必要はありません。)

<参考:業務管理体制の整備に関する届出先>

*事業所が福岡県内のみで、福岡市以外の市にある場合:福岡県福祉労働部障がい福祉課

*事業所が他の都道府県にもある場合:厚生労働省障害保健福祉部企画課

○業務管理体制の整備に関する届出を提出していない場合は？

業務管理体制確認検査(一般検査)を提出する際に、業務管理体制の整備に関する届出も一緒にご提出ください。

○既に提出した業務管理体制の整備に関する届出書の内容に変更がある場合は？

業務管理体制確認検査(一般検査)を提出する際に、業務管理体制の整備に関する変更届も一緒にご提出ください。

○障害者総合支援法に関する業務管理体制確認検査(一般検査)は不要か？

障害者総合支援法に関する業務管理体制確認検査(一般検査)に関しては、福祉局の所管課(福祉局障がい者部障がい福祉課)にお問い合わせください。

○一般検査の調査票で不適にチェックが入っている場合、どうなるのか？

提出された書類は本市において内容を精査し、業務管理体制の整備が実施されていないと判断した場合は、後日文書にて改善指導や出頭、立入検査を求めることとなりますので、不適にチェックが入っている項目については適切に改善いただきますようお願いいたします。なお、不適にチェックが入っていても、業務管理体制の整備が概ね良好に実施されていると認められる場合などは、文書による通知を行わない場合もあります。